



熊本県公報

号外 第44号
令和3年(2021年)
9月3日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則・・・ (医療政策課) 1

規 則

熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年9月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第34号

熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県医師修学資金貸与条例施行規則(平成21年熊本県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第9条中「国立大学法人熊本大学が設置する熊本大学医学部附属病院及び」を削る。
別記第1号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)第1号を削り、同様式(注)第2号中「署名又は押印」を「記名」に改め、同様式中(注)第2号を(注)とする。

別記第2号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)第1号を削り、同様式(注)第2号中「署名又は押印」を「記名」に改め、同様式中(注)第2号を(注)とする。

別記第5号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。
別記第6号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。

別記第7号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同様式添付書類第1号中「別記第11号様式」を「別記第8号様式」に改める。

別記第15号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。
別記第16号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。
別記第17号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。